

令和6年度社会福祉法人鶴心会事業計画書

社会福祉法人鶴心会
特別養護老人ホームトータス
トータスデイサービスセンター
デイサービスセンター鶴舞温泉げんき館
トータス訪問介護ステーション
トータス居宅介護支援事業所
市原市地域包括支援センタートータス

令和6年3月21日提案
社会福祉法人鶴心会

社会福祉法人鶴心会

1. 基本理念

ご利用者、ご家族と一緒に「安心と生き甲斐」を創出します。

2. 運営方針

「希望」・・・・・・・・・・第一に大切にすることは、ご利用者の望みです。

「協調」・・・・・・・・・・ご本人・ご家族・トータス・諸機関・地域が協力しあい希望の実現に努めます。

「生（いのち）」・・一人ひとりの人生を、明るさと楽しさで結びあい、お互いを認めあい、助けあって生活します。

3. 運営する事業

●特別養護老人ホームトータス

介護老人福祉施設「定員80名」

指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護「定員20名」

●トータスデイサービスセンター

指定通所介護・指定介護予防通所介護（第1号通所事業）「定員40名」

●デイサービスセンター鶴舞温泉げんき館

指定通所介護・指定介護予防通所介護（第1号通所事業）「定員72名」

●トータス訪問介護ステーション

指定訪問介護・指定介護予防訪問介護（第1号訪問事業）

●トータス居宅介護支援事業所

指定居宅介護支援

●市原市地域包括支援センタートータス（地区福祉総合相談センター）

地域包括支援センター受託運営・指定介護予防支援

4. 事業目標

令和6年度は3年に一度の介護報酬の改定年度に当たります。したがって、本年度の目標はこの国の改定指針を踏まえつつ、前年度と同様の6事業を展開し、将来に亘って継続することを旨とします。そしてこれらの事業を遂行するに当たりまして、当法人の直面する課題と対策方を以下に掲げたとところです。

まずは、ここ3年間の赤字体質からの脱却です。入所及び通所事業のいずれの部門におきましても、かなりの定員割れが生じております。中でも当法人の主要部門であります入所事業が落ち込んでいることによって全体への響きも大きくなり、まずここをしっかりと固めることが肝要と思っております。また、この落ち込みに至った要因としましては、第一にコロナ禍が長引いたことにあると考えておりますが、地域の構造的な特性等々、様々な因子が複合していることもあろうかと思っております。加えてもう一点は、我々受け入れ側の問題、すなわち職員不足が一因ともなっております。前々年度からの離職者の補充がこのところの人手不足の趨勢と相まって思うようにならず、中でも介護職員不足

は悩みの種でありました。特に前年度の上半期においては、利用者の引き合いがあったにもかかわらず、この点がネックとなり、なかなか空床を埋められないという事態も発生しております。

そこで改めて、人材確保の緊急性と重要性を思い知らされ、これまでのやり方、つまり地元周辺やせいぜい隣接市町からの採用に頼ってはいは、問題の解決には至らないとの結論に達し、新たな手段を講ずることと致しました。それは、これまでに経験のない外国人の雇用です。言葉の問題をはじめとして採用にまつわる経費も掛かりますが、背に腹は換えられぬということで踏み切りました。幸いにも年明けから、特別技能資格者としてベトナム人2名の雇用が叶い、すでに先輩の現場スタッフの元で連日懸命になって介護技術の習得に励んでおります。しかしながら、この2名だけではスタッフの充実には至りませんので、更に本年度も外国人の増員を予定しております。また同時に、従来の採用方にも力を入れるとともに、当法人役員の伝手等も頼り、特に新卒者求人の開拓を図ってまいります。現今の人材難においては、新卒者や外国人は金の卵であり、貴重な戦力となる器です。そこで本年度は、これら新採職員の教育、指導に特段の配慮を持って臨みます。確かな教育プログラムの元、指導職員を中心に関係職員ごぞつての育成となります。

本年度の主要な目標のもう一点としましては、職員個々の底上げ、所謂ICT化等を含めての生産性の向上です。現在の社会動向からして、今後とも職員の潤沢な配置は望めそうもありません。職員一人ひとりの技量を高めるとともに、情報通信技術等によつての各種作業の省力化を進めることにより、総合的な介護力の増進を図ろうとするものです。

コロナ禍の人手不足という外在の事情により、極端に繁忙な日々の連続となつていたところですが、感染症予防のより効果的対策や上記施策の実施により業務上のゆとりを生み出し、改定指針の一つでもある課題に対応をしようとするものです。情報によりますと、老人介護施設は全国的な規模で苦境に落ち入っているようで、M&A等による業界再編の動きもチラホラと耳にするところですが、鶴心会としては、CTGの三位一体体制を尚一層強固な繋がりとし、一刻も早い段階での健全で安定した経営体への回帰を目指します。

5. 感染症対策の基本方針

社会福祉施設が提供するサービスは、ご利用者やご家族の生活を支援する上で欠かせないものであり、十分な感染対策を前提として、継続的に提供されることが重要です。新型コロナウイルスは、4年前の発生から次々と変異を繰り返しながら未だ終息に至らず、施設内で感染が発生すれば、急速に拡大してクラスターとなる可能性が高く、その長期化が見込まれる状況も変わっておりません。

社会福祉施設における感染症対策は、「持ち込まない対策」と「拡大防止対策」の二つに大別され、前者については、感染予防の啓発と徹底、厳格な健康チェックの実施、面会方法の検討、必要に応じた勤務及び利用の制限等であり、後者については、手の触れる部分の定時の消毒・除菌、定時の換気、施設内感染が発生した場合に備えての感染症特別対策本部の設置準備、空間ゾーニングシュミレーション、担当職員確保、必要物品確保、関係各所への報告・連絡体制の構築等であり、これらの共有と実践を万全なものとしています。

令和5年5月より、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類に移行されました。高齢者施設であることに鑑みれば、未だ楽観視はできないとの認識ではありますが、今後の感染状況を見極めつつ、ここ数年来の感染対策や各種制限等について適宜見直しを行い、コロナ禍前の通常運営の回復に尽力してまいります。

6. 評議員及び理事会の開催（法人の予定）

開催時期	会議名	主な議題
6月	理事会	事業報告・決算（監事決算監査）・理事長報告
	評議員会	事業報告・決算
3月	評議員会・理事会	次年度事業計画・次年度予算について

上記のほか、定款に定められた議決事項及び重要事項を審議する為、適宜、評議員会・理事会を開催する。

監事による監査

定款第21条に定める監査及び監査報告書の作成のほか、必要に応じて中間監査を行う。

経理事務の委託

経理事務は民間の会計事務所に委託する。

特別養護老人ホームトータス

1. 運営方針

- 1) 施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅での生活を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話、相談援助等を行う。
- 2) ご利用者の意思並びに人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 3) 地域との結びつきを重視した運営を行い、行政、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護保険施設、医療保険サービス、福祉サービス提供者との緊密な連携に努める。
- 4) ご利用者、ご家族、施設が共に手を取り合いながら、「安心と生きがい」を創出する。
- 5) 家族会並びに地域社会との交流を一層推進する。

2. 各部門目標

1) 介護

- ①ご利用者の意思並びに人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供する。
- ②職員間の連携意識を高め、チームとしてサービスの質の向上に努める。
- ③言葉使いや態度等、ご利用者への接し方の適正化を図り、接遇強化に努める。
- ④介護職員室やリネン庫内の整理整頓を行い、物品の定置管理を徹底しながら業務効率化とコスト削減に努める。

2) 看護

- ①医療機器の定期点検を行い、安全に使用できるよう整備する（酸素ボンベ、ネブライザー、吸引器、掃除機対応救急セット、AED等）。
- ②他職種との連携を図りながら、ご利用者の健康状態を把握して、状態変化の早期発見に努める。
- ③嘱託医との連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努める。

3) 厨房

- ①食中毒防止の観点から、厨房内の清掃を徹底し、衛生管理に努める。
- ②決められた時間の食事提供に努める。
- ③他部署との連携を図りながら、ご利用者一人ひとりの要望に沿った食事提供や栄養状態を確認し、栄養マネジメントを実施する。

4) 相談室

- ①入所申込者の利用前調査の充実を図り、速やかな入所利用につなげる。
- ②他職種との連携を図りながら、サービスの質の向上につなげる。
- ③稼働率は、月平均で入所利用98%以上、ショートステイ利用70%以上を目標とする。

5) 施設ケアマネジャー

- ①ご利用者の状態変化を早期に把握し、必要に応じてケアプランの内容に反映させる。
- ②施設生活を在宅生活の延長に位置付け、ご利用者一人ひとりの要望を取り入れながら、能力、性格、生活歴等の個別性を尊重したケアが行えるよう、他部署との情報共有を緊密に行う。
- ③居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーや他サービス事業所との連携を緊密にし、お互いに情

報共有ができるようにする。

6) 事務

- ①受付窓口において、親切丁寧な対応を心がける。
- ②情報共有の重要性を理解し、業務の円滑化に努める。

7) 清掃

- ①5 S運動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を土台として、ご利用者やご家族、ご来訪者が気持ちよく過ごせる環境づくりに努める。
- ②生活の場であることを意識しながら、清潔感のある施設を目指す。

3. 処遇

1) 生活一般

- ①業務都合にご利用者を合わせるのではなく、ご利用者の要望に業務を合わせる創意工夫を行う。
- ②ご利用者の尊厳を守り、人生の先輩として社会の発展に尽力されたことへの感謝の念を持つ。
- ③食事、排泄、入浴介助等の基本的ケアに加えて、ご利用者一人ひとりの能力、性格、生活歴等、ご利用者の個別性を尊重しながら、自立した生活へ向けてケアを行う。
- ④楽しい生活環境、明るく家庭的な雰囲気作りを心掛けながら、親切丁寧で安心していただけるような言葉使いや態度による接遇を行う。
- ⑤他職種と連携を図りながら、個々のご利用者に相応したアセスメント、プランニング、モニタリングを実施し、ケアマネジメントを確立する。
- ⑥季節感を味わえるような行事、ユニットごとの活動や誕生会等の月例行事を実施し、単調になりがちな日々の生活にゆとりと潤いを感じていただけるよう支援する。
- ⑦健康増進や生活習慣病の予防、心身のリハビリテーション、リラクゼーション等を目的とした森林散策や美術鑑賞等を提供する。

2) 食事

- ①ご利用者一人ひとりの嗜好や食習慣を考慮しつつ、個々の要望を尊重した食事提供をする。
- ②ご利用者の健康管理に留意し、低栄養状態等の予防改善の為、栄養アセスメントの結果に基づきながら栄養ケア計画を策定する。
- ③ご利用者へ嗜好調査アンケートを行い、リクエストメニュー等を取り入れる等、個々の嗜好を献立に反映させる。
- ④季節の食材料を取り入れ、季節感が味わえるような食事提供をする。
- ⑤咀嚼力や嚥下状態の低下しているご利用者に対し、食べやすさ、味、彩りの3側面から配慮された食事提供をする。
- ⑥リビングやキッチンにくつろげる空間を作り出し、明るい雰囲気の中で食事を楽しんでいただく。

3) 健康管理

- ①ご利用者の健康状態を把握し、急変時の対応や看取りについて、嘱託医、看護師、介護員、ケアマネジャー、相談員等と連携しながら、状態変化時の報告等、ご家族との連絡を緊密にして、ご家族同意のもとで要望に沿った対応を行う。
- ②看取りの対応を充実、強化する為に、ご利用者・ご家族との十分な意思疎通を図り、その人ら

しさを尊重したケアを実現する。

- ③新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症防止対策を徹底する。
- ④職員に感染症防止についての知識・技術の習得を目的とした研修会を実施する。
- ⑤ご利用者及び職員の健康管理の為に、年1回以上の健康診断を実施する。

4) 環境整備

- ①感染症防止の為に、施設内は常に清潔にし、清掃、消毒、換気等の対策を徹底する。
- ②エアコンのフィルタ清掃を年2回実施する。
- ③窓やベランダの清掃、車椅子やベッドの整備管理を行い、衛生管理に努める。
- ④ご利用者居室、共有スペース等の整理・整頓をし、居心地の良い生活空間を作り上げる。
- ⑤敷地内の雑草等は除去し、草花を植栽して美しい環境作りに努める。
- ⑥施設設備の定期的な点検を実施し、安全な運用に努める。
- ⑦ご利用者用の散策道を整備し、外出機会を増やして心身の健康維持向上に努める。

4. 特養介護部日課表

別表1

5. 令和6年度事業・行事及び業務計画表

別表2

6. 会議

部署会議	開催月	委員会・行事会議	開催月
CTG連絡会議	毎月	衛生委員会会議	毎月
幹部会議	毎月	リスクマネジメント委員会会議	毎月
管理者会議	毎月	感染症対策委員会会議	隔月
介護長MT	毎月	身体拘束・高齢者虐待防止委員会会議	隔月
		給食委員会会議	隔月
		新聞委員会会議	隔月
		設備備品管理・防災委員会会議	隔月
		研修委員会会議	随時
		行事会議	随時

7. 職員研修

- 1) 職員の資質向上の為に、県・市及び社会福祉団体等が開催する研修会に積極的に参加する。
- 2) 社会福祉士・介護福祉士等、各資格取得に係る予備講習及び勉強会への参加機会を増やし、資格取得に資する環境を整える。
- 3) 施設内に専門委員会を設置し、職員はいずれかの委員会に所属して自己研鑽に努め、その成果を施設内部研修会で発表する。
- 4) 外部研修参加者は、学習した内容を施設内部研修の場において発表し、職員間で知識・技術の共有化を図る。
- 5) 令和6年度職員研修計画 別表3

8. 職員の配置

施設長	常勤	1名
法人本部長	常勤	1名
副施設長	常勤兼務	1名
事務長	常勤兼務	1名
医師	非常勤	1名
看護職員	常勤	4名
	非常勤	6名
機能訓練指導員	常勤兼務	1名
介護職員	常勤	39名
	非常勤	8名
生活相談員	常勤兼務	2名
介護支援専門員	常勤兼務	1名
管理栄養士	常勤	2名
調理（補助）員	常勤	4名
	非常勤	6名
事務員	常勤	4名
清掃員等	非常勤	8名

特養介護部日課表

早番	日勤	遅番	夜勤	時間	業務内容
				6 : 3 0	フローアー・居室カーテン開、起床、洗面、整容、トイレ介助
				7 : 0 0	朝食準備・配膳・お茶
				7 : 3 0	朝食介助・内服介助
				8 : 3 0	後片付け、口腔ケア、ミーティング、トイレ介助
				9 : 0 0	オムツ交換
				1 0 : 0 0	お茶、各ユニット余暇活動、入浴介助
				1 1 : 0 0	トイレ清掃、入浴介助
				1 1 : 3 0	昼食準備・配膳・お茶
				1 1 : 4 5	昼食介助・内服介助
				1 3 : 0 0	後片付け、口腔ケア、トイレ介助、入浴介助
				1 4 : 0 0	各ユニット余暇活動、入浴介助
				1 5 : 0 0	おやつ・お茶
				1 6 : 0 0	オムツ交換、Pトイレ清掃
				1 7 : 0 0	ミーティング、トイレ介助・オムツ交換
				1 7 : 3 0	トイレ清掃
				1 8 : 0 0	夕食準備・配膳・お茶
				1 8 : 3 0	夕食介助・内服介助
				1 9 : 3 0	後片付け、口腔ケア、トイレ介助
				2 0 : 0 0	着衣交換
				2 1 : 0 0	就寝介助、巡視・消灯
				2 2 : 3 0	オムツ交換
				0 : 0 0	要観察者バイタル測定・巡視
				↓	巡視（1時間毎）
				5 : 0 0	要観察者バイタル測定・巡視
				5 : 3 0	オムツ交換、Pトイレ清掃
				6 : 3 0	起床

令和 6 年度事業・行事及び業務計画表

	主な事業・行事等	主な会議・点検・事業等
4 月	令和 6 年度介護報酬改定 介護職員健康診断 西山通所利用者作品展・お茶会	管理者会議（月 1） 幹部会議（月 1） C T G 連絡会議（月 1） 電気定期検査（年 1） 電気巡視点検（月 1） 浄化槽点検（月 2） 水質検査（月 1） 衛生害虫防除（年 2） 車両タイヤ交換（年 2） 新聞発行（月 1 委員会） 内部研修（月 1 委員会） 朝礼（月 1） 共助会月額算定基礎届提出
5 月	家族会総会	管理者会議（月 1） 幹部会議（月 1） C T G 連絡会議（月 1） 電気巡視点検（月 1） 浄化槽点検（月 2） 水質検査（月 1） エレベータ点検（年 6） エアコン清掃（年 2 委員会） 新聞発行（月 1 委員会） 内部研修（月 1 委員会） 朝礼（月 1） R 5 年度事業報告書・決算書作成 R 5 年度未収金報告書提出
6 月	理事会 監事決算監査 定時評議員会 鶴舞保育所交流会（予定）	管理者会議（月 1） 幹部会議（月 1） C T G 連絡会議（月 1） 電気巡視点検（月 1） 浄化槽点検（月 2） 水質検査（月 1） 浄化槽清掃（年 2） 新聞発行（月 1 委員会） 内部研修（月 1 委員会）

		<p>朝礼（月 1）</p> <p>R 5 年度資産登記 県法人現況報告書提出 福祉医療機構事業報告書提出</p>
7 月	<p>創業祭（予定） 鶴舞看護専門学校生実習受入れ</p>	<p>管理者会議（月 1） 幹部会議（月 1） C T G 連絡会議（月 1） 電気巡視点検（月 1） 浄化槽点検（月 2） 水質検査（月 1） エレベータ点検（年 6） 貯水槽清掃・消毒（年 1） 消防設備点検（年 2） 新聞発行（月 1 委員会） 内部研修（月 1 委員会） 朝礼（月 1）</p> <p>R 5 年度介護職員処遇改善加算実績報告書提出 社会福祉事業者総合保険支払（特養） 団体総合補償保険支払 労保確定保険料申告（未定） 夏季賞与支給 労働保険料納付（未定） 社保算定基礎届提出</p>
8 月	C T G 合同納涼祭（予定）	<p>管理者会議（月 1） 幹部会議（月 1） C T G 連絡会議（月 1） 電気巡視点検（月 1） 浄化槽点検（月 2） 水質検査（月 1） 新聞発行（月 1 委員会） 内部研修（月 1 委員会） 朝礼（月 1）</p>
9 月	敬老会（予定）	<p>管理者会議（月 1） 幹部会議（月 1） C T G 連絡会議（月 1） 電気巡視点検（月 1） 浄化槽点検（月 2） 水質検査（月 1）</p>

		エレベータ点検（年6） 新聞発行（月1委員会） 内部研修（月1委員会） 朝礼（月1）
10月	職員健康診断・ストレスチェック 利用者健康診断 運動会（予定） 鶴舞保育所運動会参加（予定） 家族会環境整備活動（予定）	管理者会議（月1） 幹部会議（月1） CTG連絡会議（月1） 電気巡視点検（月1） 浄化槽点検（月2） 水質検査（月1） 衛生害虫防除（年2） 新聞発行（月1委員会） 内部研修（月1委員会） 朝礼（月1） 労働保険料納付（未定）
11月	利用者・職員インフル予防接種 鶴舞保育所との交流会（予定）	管理者会議（月1） 幹部会議（月1） CTG連絡会議（月1） 電気巡視点検（月1） 浄化槽点検（月2） 水質検査（月1） エレベータ点検（年6） エアコン清掃（年2委員会） 新聞発行（月1委員会） 内部研修（月1委員会） 朝礼（月1） 職員年調書類受付
12月	家族会クリスマスプレゼント配布 もちつきの会（予定） 仕事納め	管理者会議（月1） 幹部会議（月1） CTG連絡会議（月1） 電気巡視点検（月1） 浄化槽点検（月2） 水質検査（月1） 浄化槽清掃（年2） 車輻タイヤ交換（年2） 新聞発行（月1委員会） 内部研修（月1委員会） 朝礼（月1）

		社福事業者総合保険支払（げんき館） 冬季賞与支給 社保賞与支払届提出
1月	仕事始め お祓い（予定） お神楽（予定）	管理者会議（月1） 幹部会議（月1） CTG連絡会議（月1） 電気巡視点検（月1） 浄化槽点検（月2） 水質検査（月1） エレベータ点検（年6） 消防設備点検（年2） 新聞発行（月1委員会） 内部研修（月1委員会） 朝礼（月1） 市町村給与支払報告書提出 労保3期納付（未定）
2月	節分（フロア行事）（予定）	管理者会議（月1） 幹部会議（月1） CTG連絡会議（月1） 電気巡視点検（月1） 浄化槽点検（月2） 水質検査（月1） 新聞発行（月1委員会） 内部研修（月1委員会） 朝礼（月1）
3月	定時評議員会・理事会 家族会役員会 ひな祭り（フロア行事）（予定）	管理者会議（月1） 幹部会議（月1） CTG連絡会議（月1） 電気巡視点検（月1） 浄化槽点検（月2） 水質検査（月1） エレベータ点検（年6） 新聞発行（月1委員会） 内部研修（月1委員会） 朝礼（月1） 来年度事業計画書・予算書作成

令和 6 年度職員研修計画

研修名	研修内容	対象職員	開催日	研修場所	講師
新任職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・施設理念、基本方針について ・運営規程、就業規則について ・リスクマネジメントについて ・個人情報について ・接遇について ・各部署講義 ・介護の基本について ・ケアの体験実習 等 	新任職員	入職時	施設内	施設長 副施設長 医療部長 事務長 介護部長 介護長 等
施設内研修	<p>・各部署および各委員会が主体となり、課題の検討や勉強会を開催する。</p> <p>各部署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護 ・介護 ・事務、相談室 ・デイ ・包括、居宅 <p>各委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント委員会(年 2 回) ・身体拘束・高齢者虐待防止委員会(年 2 回) ・給食委員会 ・感染症対策委員会 (年 2 回) ・新聞委員会 ・設備備品管理・防災委員会 ・研修委員会 	全職員	毎月	オンライン	各部署長 及び各委員会委員
研修報告会	施設外研修参加者による研修報告会	全職員	随時	オンライン	施設外研修参加者
施設外研修	千葉県社会福祉協議会・千葉県高齢者福祉施設協会・県、市等主催による施設外研修への参加	全職員	随時	施設外	

トータスデイサービスセンター

通所介護の基本方針である「在宅において可能な限り自立した日常生活を営む」ことができるよう、ご利用者の個々の心身の状態、生活スタイルやパターンに即したきめ細かいサービスを提供します。

1. 目標

- 1) つばめ定員20名、うぐいす定員20名とし、ご利用者一人ひとりに対して、明るく楽しい質の高いデイサービスを提供する。
- 2) 在宅生活に困難を伴う認知症利用者、心身重度利用者を重点的に受け入れる。
- 3) 安定した人材確保を継続しておこない、指導・育成により資質の向上に努め、職員の定着を目指し、職員一人ひとりの意見や想いが反映されるような職場環境の改善をはかる。
- 4) 年間稼働率60%以上を目標とする。

2. サービス方針

- 1) 心に寄り添った、思いやりのある接遇を心がけ、ご利用者一人ひとりの理解と適切な対応に努める。
- 2) 心身ともに虚弱で自宅にこもりがちな高齢者のために、車両ならびに添乗介護員によるドア・ツー・ドアのサービス提供を行う。
- 3) 充実した人的資源（職員やボランティア等）を最大限に活かし、活気あるクラブ活動、アクティビティ、機能回復訓練を実施する。
- 4) ご利用者相互の関係性を大切に考え、集う楽しみ、参加する楽しみが共有できるグループづくりを目指す。
- 5) 「うぐいす」（新館デイ）においては、在宅生活に困難を伴う心身重度利用者を重点的に受け入れ、ご利用者・ご家族の負担軽減に寄与する。
- 6) ご利用者との職員との良好な人間関係を構築するため、対話を重視したサービスを行う。
- 7) ご利用者の主体的な参加を得られるサービスメニューの創造と実施を目指す。
- 8) ボランティア等と連携を深め、行事内容の充実と提供体制の安定化を図る。
- 9) CTGグループ内各事業所ならびに学校、保育所等、地域との交流を積極的に行う。
- 10) 新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防のための適切な対応及び対策の徹底を図る。

3. サービス内容別目標

1) 送迎

- ①ご利用者に安全と安心感を与える運転を行う。
- ②送迎コースを整理し、ご利用者の待機時間を最小限にする。
- ③ご利用者の乗降時は、声かけ点検を行い、安全確認をする。
- ④ご利用者の心身状態及び地理的状況を考慮した送迎車両・送迎ルート・適切な職員配置を設定し、無理のない送迎サービスを提供する。また、安全運転を念頭に置いた走行及び車両の定期的な点検・整備を行い、ご利用者の安全確保のために最大限の注意を払う。

2) 食事

- ①ご利用者の嗜好や食習慣を考慮し、個々の希望を尊重した食事内容にする。
- ②美味しさを損なわず、食べやすい調理法を検討する。ご利用者の健康に配慮し、安全、かつ安心な食事が提供できるような栄養計画をたてる。

3) 機能訓練

- ①楽しいADL向上訓練を行うことにより、日常生活の活性化を図る。
- ②日常動作能力の回復を図るため、在宅リハビリを支援する。
- ③ご利用者同士のコミュニケーションの場としての機能の充実を図り、レクリエーションや機能訓練その他日常生活の向上に努める。元気に楽しく過ごしている、という実感が持てるようサポートし、ご利用者、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

4) 入浴

- ①生活の質を高めるため、一般浴槽および機械浴槽により個浴対応で入浴していただく。
- ②ご利用者ができることは、自主的に行っていただけるよう自立を促す援助をしていく。
- ③入浴介助中はご利用者の発赤・むくみ・傷等がないかを観察し、異常の早期発見に努める。
- ④安全確保のため、転倒防止、お湯の温度の確認等、細心の注意を払い入浴介助を行う。

4. 1日のスケジュール

8:15～	9:15	朝送迎
9:15～	11:50	バイタルチェック・入浴・集団体操・作業訓練
12:00～	13:30	食事・口腔ケア・休憩
13:30～	14:00	生活相談
14:00～	15:00	レクリエーション
15:00～	15:30	おやつ・帰宅準備
15:30～	16:45	夕送迎
16:45～	17:00	事務処理

5. 行事予定

4月	花見	10月	運動会
5月	節句	11月	紅葉狩り・文化祭
6月	あやめ見物・誕生会	12月	クリスマス会・餅つき会・誕生会
7月	七夕祭り	1月	新年会 初詣
8月	夏祭り	2月	節分会
9月	誕生会	3月	ひな祭り・誕生会

6. レクリエーション

- 1) 運動系 ベンチサッカー、風船バレー、ハイパーホッケー、ボウリング、パターゴルフ、的当てゲーム、お手玉送り、リズム体操、綱引き大会、玉入れ大会、輪投げゲーム、芯送りゲーム等
- 2) 文化系 書道、塗り絵、切り絵、折り紙、工作、カルタ、言葉作りゲーム、カレンダー作り、カラオケ、ビンゴゲーム、オセロゲーム、パズル、トランプ、スピードゲーム等

デイサービスセンター鶴舞温泉げんき館

1. 方針

温泉入浴、機能訓練、頭脳訓練、食事等、自然環境を活かしたサービス提供をすることにより、早世予防と健康寿命の延伸を図り、生涯現役に向けた取り組みをご利用者、ご家族、地域住民、職員が共同しながら行っていきます。

出来ることは継続して出来るように、出来ないことはどうしたら出来るようになるのかを考え、ご利用者自身が持つ残存機能を活かした明るく楽しいサービスを提供することにより、いつまでも在宅生活を送れるように支援いたします。

(サービス方針)

- 1) 在宅生活を継続できるよう自立支援に向けた機能回復訓練を生活の中で提供します。
- 2) ご利用者の目標を達成するため、個別に機能訓練計画を作成し、計画に沿った訓練を実施します。
- 3) 天然温泉を活かして機能回復訓練を効率化し、健康の増進を図ります。
- 4) ご利用者相互の関係性を大切に考え、集う楽しみ、参加する楽しみが共有できる場所づくりを目指します。
- 5) 充実した人的資源（職員、ボランティア）を最大限に活かし、活力あるアクティビティ、機能回復訓練の提供を目指します。
- 6) ご利用者との職員との良好な人間関係を構築するため、会話、ふれあいを重視したサービスを行います。
- 7) ご利用者、職員が共同し、自立に向けたサービスメニューの開発と実施を目指します。
- 8) ボランティアと連携を強め、行事内容の充実と提供体制の安定化を図ります。
- 9) CTGグループ内各事業所及び地域や学校、保育所等との交流を積極的に行います。

2. 目標

- 1) げんき館、のんき館の特色を活かし、また来たくくなるようなサービスを提供する。
- 2) 声にならない心の声に耳を傾け、誰もが心地良く過ごせる環境づくりに努める。
- 3) ご家族やボランティア団体等と連携し、地域の高齢者福祉の増進を高める。
- 4) 温泉を活用した健康増進についての専門性を高め、サービスの質の向上に繋げる。
- 5) 年間稼働率70%を目標とする。

3. 処遇

(送迎)

- 1) ご利用者に安全と安心感を与える運転を行います。
- 2) 送迎ルートの整理により定刻制を導入し、ご利用者、ご家族の待機時間の解消を図ります。
- 3) ご利用者の乗降時（特に車イス）は指差し、声かけ点検を行い安全確認をします。
- 4) 連絡ノートは原則的にご家族から受け、ご家族にお渡しします。

(食事)

- 1) ご利用者の嗜好や食習慣を考慮しつつ、個々の希望を尊重した食事内容にします。

- 2) 美味しさを損なわない食べやすい調理方法を検討し、食事の満足感を感じていただきます。
- 3) ご利用者の健康管理に配慮し、安全かつ安心な食事が提供できるよう栄養計画を立てます。
- 4) 食事に係わるコスト管理を計画的に行います。

(機能訓練)

- 1) 安全な機能訓練環境を創出します。
- 2) 安心して相談できる人間関係をつくります。
- 3) ご利用者のADL向上訓練を通して、ご自身に自己理解を深めていただき、日常生活の活性化を図ります。
- 4) 日常生活動作能力の回復を図るため、ご家族に理解を深めていただき、在宅リハビリを支援します。
- 5) 他事業者と連携し、リハビリ相談（住宅改修、在宅リハビリ計画等）や介助練習を行います。

(入浴)

- 1) 天然温泉を活用し、心身の健康の増進に努めます。
- 2) 可能な範囲において、ご利用者ができること（拭く、洗う、着る、脱ぐ）はご自身でできるよう、自立を促して援助します。
- 3) 入浴介護中はご利用者の発赤・むくみ・傷等がないかを観察し、異常の早期発見に努めます。
- 4) 安全確保のため、転倒防止、室内の温湿度管理、適度なお湯の温度を保つ等、細心の注意をもって入浴介助を行います。

4. 行事・ボランティア・アクティビティ等

1) 行事・ボランティア年間計画

	行事名	ボランティア
4月	桜見学	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
5月	れんげ見学	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
6月	菖蒲見学	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
7月	ひまわり見学	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
8月	夏祭り	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
9月	敬老会	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
10月	焼き芋・ハロウィン	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
11月	紅葉見学	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
12月	クリスマス会・餅つき	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
1月	初詣	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
2月	菜の花見学・節分	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会
3月	桜見学・ひな祭	陶芸・折り紙・手芸・寿美会・シーモック・しげみ会・トモミ会

※新型コロナウイルスの感染状況により変更の可能性があります。

2) 利用日ごとのアクティビティ

1 ビデオ観賞	11 お手玉送り	21 サイコロゲーム	31 ビンゴゲーム
2 伝言ゲーム	12 トランプ	22 輪投げ	32 魚釣り
3 カラオケ	13 カルタ	23 お手玉棒倒し	33 漢字検定
4 言葉作りゲーム	14 折紙	24 筒通し	34 ゲートボール
5 職員の歌と踊りと寸劇	15 ちぎり紙絵	25 合唱	35 ハンドマッサージ
6 習字	16 カレンダー作り	26 ベンチサッカー	36 絵手紙
7 風船バレー	17 園芸	27 輪くぐりリレー	37 陶芸
8 バランスゲーム	18 回想話	28 パターゴルフ	
9 玉入れゲーム	19 パソコンゲーム	29 キックターゲット	
10 ボウリング	20 Wii ゲーム	30 脳トレ	

※その他ご利用者の希望に応じて順次追加していきます。

5. 職員研修及び会議

特養に準拠

6. 職員体制

管理者	兼 務	1名
生活相談員	常 勤 (兼務含む)	2名 (うち介護福祉士2名)
介護職員	常 勤 (兼務含む)	10名 (うち介護福祉士7名)
	非常勤	5名 (うち介護福祉士1名)
看護職員	常 勤	0名
	非常勤	1名
機能訓練指導員	常 勤 (兼務含む)	1名
	非常勤 (兼務含む)	2名
調理員	常 勤	1名
	非常勤	2名
事務員	常 勤	1名
運転手	非常勤	7名
清掃員	非常勤	1名

7. サービス内容・日課表

1) サービス内容

- ①機能訓練
- ②温泉入浴
- ③食事
- ④生活相談

2) 日課

08:00～09:30 送迎

09:30～11:30 バイタルチェック、入浴、機能訓練

11:30～13:00 食事、休憩

13:00～14:30 機能訓練、入浴、レクリエーション、体操

14:30～15:00 おやつ、その他

15:00～17:00 送迎

トータス訪問介護ステーション

1. 運営方針

- 1) 事業の実施に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者（要支援者）の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 2) 要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 3) 要支援者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- 4) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 5) 上記4項目のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

2. 目標

運営方針に則り、要介護・要支援状態にある方に対して、状態の維持・改善を目的とし、計画的に適正且つ丁寧な訪問介護サービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスを提供します。加えて、地域における訪問介護サービスへのニーズを的確に把握し、ご利用者の確保に努めます。

少人数体制におけるメリットを活かし、ご利用者一人ひとりに対して臨機応変な対応ができるよう、どのような状況下においても平常心を保って丁寧かつ的確な判断・対応ができるよう、ご利用者の意思を尊重して何を望まれているのかを汲み取ることができるよう、お互いを信頼できる関係性を築いていけるよう努めます。

3. 営業日及び営業時間等

- ・営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ・営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ・サービス提供日・時間 365日 午前7時30分から午後7時までとする。
- ・電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

4. 事業実施地域

事業実施地域 市原市、長南町、長柄町

※事業実施地域以外にお住いの方については、交通費として1kmあたり20円の実費を徴収します。

5. サービス内容

	種類	内容・手順
身体介護	①食事介助	配膳から下膳までを含め、食事の介助、見守りを行います。
	②入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。
	③排泄介助	おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動、介助又は見守り、誘導を行います。
	④清拭	身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。
	⑤体位変換	褥瘡（床ずれ）の防止のため、体位変換を行なう際の介助を行います。
	⑥着脱介助	ご自分でできることはご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。
	⑦整容介助	整髪、美容、爪切りなどを行います。
生活援助	①買い物	日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注意し、確認をいただきながら行います。
	②調理	食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。
	③掃除	ご利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。
	④洗濯	日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的な技術が必要ない短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。
	⑤寝具の管理	布団干し、シーツの交換等を行います。
	※同居家族がいる場合、生活援助はできません。	

6. 職員体制

1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

2) サービス提供責任者 1人以上（常勤）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護（介護予防）の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防）の作成等を行います。

3) 訪問介護員 2. 5人以上（管理者及びサービス提供責任者と兼務する場合があります。）

訪問介護員は、訪問介護（介護予防）の提供に当たります。

7. 1月当りの訪問延回数見込み

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	1920

8. 研修

従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む）を実施します。

1) 採用時研修 採用後1カ月以内

2) 継続研修 年12回以上

研修年間予定

4月	接遇に関する研修	10月	倫理及び法令遵守に関する研修
5月	認知症に関する研修	11月	緊急時対応についての研修
6月	脱水・熱中症についての研修	12月	リスクマネジメントに関する研修
7月	介護技術に関する研修	1月	プライバシー保護に関する研修
8月	高齢者虐待防止に関する研修	2月	ハラスメントに関する研修
9月	感染症、食中毒予防に関する研修	3月	業務継続計画（BCP）に関する研修

3) 個別研修 随時

介助技術・精神疾患・自立支援・ユマニチュード・見守りの援助・食事栄養
ボディメカニクス・サービス提供責任者の業務と責務等

トータス居宅介護支援事業所

1. 運営方針

- 1) 介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- 2) 事業の実施にあたっては、ご利用者の意向を尊重しながら、ご利用者の心身の状態や生活環境等に応じた保健医療サービスや介護福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3) ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立を図ります。
- 4) 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めます。

2. 目標

- 1) 住み慣れた自宅で安心して生活ができるように、ご利用者本人のニーズに沿いながら、ご家族、医療機関・サービス事業所等と連携を図り、最適なマネジメントやサービス提供が行われるよう努めます。
- 2) 障がい、経済的困窮、社会からの孤立等を含む複合的課題に対しては、多職種で連携を図りながら、課題解決に向けた最適な支援、サービス提供につなげられるよう努めます。
- 3) 研修会に積極的に参加し、介護支援専門員としての資質向上に努めます。介護保険の最新情報や地域のインフォーマルサービスを把握し、最適な提案ができるよう努めます。
- 4) 職員一人ひとりの責任や負担が過大にならないように、事業所内でいつでも相談できる体制を構築し、介護支援専門員の育成を行っていきます。

3. 職員体制

- 1) 管理者 1名 兼務（主任介護支援専門員）
- 2) 介護支援専門員 5名 専任3名、兼務2名（主任介護支援専門員2名）
合計 6名

4. 営業日および営業時間

- 営業日 月曜～土曜日
休業日 日曜日および12月31日～1月3日
営業時間 午前8時30分から午後5時30分
※24時間の連絡体制確保

5. 支援業務

要介護1～5の認定を受けた方が、住み慣れた自宅で安心して生活ができるよう、ご利用者・ご家族のニーズに寄り添いながら、心身の状態や生活環境に応じたケアプラン(居宅サービス計画)

を作成し、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業者等との連絡・調整などを行います。

1) 要介護ケアマネジメント

利用者の居宅を訪問し、解決すべき課題把握、居宅サービス計画作成、サービスの導入や連絡調整、サービス担当者会議の開催、モニタリング、給付管理業務等を行います。

2) 施設入所を希望された場合、介護保険施設等の紹介を行います。

3) 要介護認定の申請、更新、変更手続きの代行をします。

4) 24時間の連絡体制を確保し、営業時間外は電話輪番制により、常時ご利用者の相談に対応します。

5) 医療・介護・インフォーマルサービス事業者等との連携を図ります。

6. 委託業務

1) 契約市町村より委託を受け、要介護認定調査を行います。

2) 要支援マネジメント

地域包括支援センターから委託を受け、要支援1・2のご利用者の介護予防プランを作成し、介護予防サービス提供の確保、介護予防サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。

7. その他の計画

1) 週1回の事業所内事例検討会等の実施

2) 地域包括支援センター等が開催する事例検討会への参加

3) 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会の開催

4) 各種研修会への参加

・市原市ケアマネジャー連絡会

・市原市認知症対策連絡協議会

・介護支援専門員研修会（市原市地域包括支援センター主催）

・県市や医療機関が主催する研修会等

5) 地域における介護課題の発見、解決に導くための地域ケア会議の開催

市原市地域包括支援センタートータス

1. 運営方針

南総西・南総東・加茂地区において、子ども・障がい者・高齢者等の枠組みにとらわれない福祉に関するワンストップ相談窓口として、様々な問題に対する福祉制度活用の提案等、地域住民が住み慣れた地域での生活を継続していけるよう支援していきます。

個々の問題から見えてくる地域課題に対しては、行政、医療・介護・福祉関連機関、ボランティア、地域住民と連携を図り、課題解決に向けた取り組みの中から「安心と生き甲斐」の創出に努めます。

2. 目標

- 1) 「福祉の総合相談窓口」であることを地域住民に広く発信をしていく
- 2) 複合的課題を抱える相談者に対して各関係機関が連携・機能する支援体制を構築し、課題解決に結び付けていく
- 3) 地域課題を把握して地域の人と共有することにより、より暮らしやすい地域作りを支援していく
- 4) 相談者のニーズを的確に把握し、自立に向けたエンパワーメントを引き出せる支援をしていく
- 5) 職員一人ひとりの相談援助力を向上させるため、外部の研修や会議等に積極的に参加し、職場内で共有する
- 6) 関係機関との連携を図るため、外部の会合等に積極的に参加し、より顔の見える関係を構築していく

3. 運営体制

- | | |
|-------------------|-------|
| 1) 管理者 | 1名 |
| 2) 主任介護支援専門員 | 1名 |
| 3) 社会福祉士 | 2. 1名 |
| 4) 保健師 | 0. 8名 |
| 5) 福祉総合相談センター対応職員 | 1名 |
| 6) 介護支援専門員 | 1. 2名 |
| 7) 事務員 | 1名 |

4. 介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援業務

- 1) 介護予防ケアマネジメント業務
- 2) 総合相談・支援業務
- 3) 権利擁護業務
- 4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 5) 地域ケア会議に関する業務
- 6) 認知症総合支援事業関係業務

- 7) 在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制整備の推進、認知症施策の推進、一般介護予防事業の推進

5. 重層的支援体制整備事業

- 1) 包括的相談支援業務
- 2) アウトリーチ等を通じた継続的支援業務

南総東・南総西・加茂地区の「地区福祉総合相談センター」として、相談者の世代、属性、相談内容を問わず、相談者の状態や状況を的確に把握し、エンパワーメントを引出しながら、地域での生活を継続していけるよう支援します。

6. 指定介護予防支援

介護保険の予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、介護予防サービス計画を作成します。ご利用者の状態や家族の状況等を適宜観察・評価しながら、必要に応じて計画内容を見直し、在宅生活を継続できるよう、生活の質の向上や維持につながるよう支援します。

7. その他の事業等

- 1) 在宅介護者教室開催 2回/年
- 2) 牛久地区小域福祉ネットワーク主催介護予防教室参加 9回/年
- 3) 小域福祉ネットワークフォローアップ研修講師
- 4) 通いの場や老人会等への参加、及び地域包括支援センターの役割や機能についての発信
- 5) 認知症サポーター養成講座の開催
- 6) 高齢者福祉サービスに係る調査等に関する業務

8. 年間計画

	内容（月毎）	内容（通年）	連携等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○委託契約締結 ・市（南総西・東、加茂地区） ○委託先居宅介護支援事業所との契約 ○年間計画作成 ・ケアマネジャー交流会 ・介護予防教室 ・在宅介護者教室 ・認知症サポーター養成講座 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合事業及び包括的支援業務 ・プラン作成 （総合事業・介護予防） ・総合相談・虐待相談対応 ・権利擁護・成年後見制度利用申請 ・困難事例のケアマネ支援 ・事例検討会開催 ・個別地域ケア会議開催 ・自立型地域ケア会議参加 ・認知症初期集中支援チーム参加 ○地区福祉総合相談業務 ・包括的相談支援 ・アウトリーチ支援 ○各会議出席 ・地域包括運営会議 ・市内包括連絡会議 ・加茂地区・南総地区民生児童委員会議 ・地域密着型会議（市原園デイサー 	委託先居宅介護支援事業所 介護保険事業所 医療機関 医師会 南総・加茂地区社協 民生児童委員 市原市認知症連絡協議会 町会・小域ネットワーク 地域商店街 ボランティア 警察 各地域包括支援センター 特養トータス げんき館 老健クレイン 等
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○南総地区社会福祉協議会出席 ○ケアマネジャー交流会開催 ○看護学生受け入れ （市原看護専門学校） 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○看護学生受け入れ （市原看護専門学校） 		

	内容（月毎）	内容（通年）	連携等
	（鶴舞看護専門学校）	ビス）	
7月～ 8月	○在宅介護者教室開催 ○看護学生受け入れ （市原看護専門学校） （鶴舞看護専門学校）	・市原市ケアマネ連絡会 ・市原地域リハビリテーション広域 支援センター会議 ・難病相談支援センター会議 ・ちーき会 ・市内看護管理者会議 ・在宅医療・介護連携推進事業	
9月～ 10月	○ケアマネジャー交流会開催 ○看護学生受け入れ （市原看護専門学校） （鶴舞看護専門学校）	○介護予防・在宅介護 ・牛久小域ネットワーク介護予防教 室参加 ・南総・加茂地区老人会・通いの場 への参加 ・茶話会・食事会等への参加 ・市原地域リハビリテーション広域 支援センター研修参加	
11月	在宅介護者教室開催		
12月 ～2月	○南総地区社会福祉協議会出席 ○南市原医療懇話会出席 ○看護学生受け入れ （鶴舞看護専門学校） ○ケアマネジャー交流会開催	○認知症支援 ・認知症サポーター養成講座開催 ○研修参加 ・地域包括職員研修参加 ・職員スキルアップ研修参加 ・介護支援専門員研修会開催 ・フォローアップ研修開催	
3月	○次年度計画作成	○その他 ・高齢者福祉サービスに係る調査等 に関する業務	